

**身体障害者・知的障害者・精神障害者のために使用される自家用自動車に対する
自動車取得税・自動車税の減免制度について**

**平成31年2月
秋 田 県**

身体が不自由であったり、心身の発達に障害があって「2 障害の範囲一覧」に該当する方が所有する自動車については、これらの方が他の方と同じような社会生活ができるように「自動車取得税・自動車税の減免制度」が設けられています。

1 減免を受けることができる方（以下、身体障害者等といいます。）

次に掲げる方のうち、「2 障害の範囲一覧」に該当する方

- (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている方
(3)療育手帳の交付を受けている方 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

2 障害の範囲一覧

障 害 の 区 分		身体障害者等本人が運転する場合		家族や常時介護者が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
(1)	視 覚 障 害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項目
(2)	聴 覚 障 害	2級および3級		2級および3級	
(3)	平衡機能障害	3級		3級	
(4)	音声機能障害 (喉頭摘出者に限る。)	3級	特別項症から第2項症までの各項目		
(5)	上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項目	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項目
(6)	下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項目および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
(7)	体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項目
(8)	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 (一上肢のみの運動機能障害を除く。)		1級および2級 (一上肢のみの運動機能障害を除く。)	
		移動機能		1級から6級までの各級	
(9)	心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項目	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項目
(10)	じん臓機能障害				
(11)	呼吸器機能障害				
(12)	小腸機能障害				
(13)	ぼうこうまたは直腸機能障害	1級、3級および4級			
(14)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
(15)	肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項目	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項目
(16)	知的障害	児童相談所または福祉相談センターで重度の知的障害者と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
(17)	精神障害	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

【ご注意】「身体に複数の障害を有する方」の場合は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級を、それぞれの障害の区分の等級とし、**いずれか一つでも**上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

3 減免を受けることができる自動車

【自動車税(年税額全額)を減免】

課税される年度の4月1日午前0時現在で身体障害者等が「所有者」(※7)となっている自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車

【自動車税(取得の翌月以降分)を減免】

4月1日以降に身体障害者等が新車新規または中古新規により取得する自動車で、身体障害者等が「所有者」(※7)となる自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車

【自動車取得税(全額)を減免】

身体障害者等が取得する自動車で、身体障害者等が「所有者」(※7)となる自動車のうち、運転者および使用目的が下の表に該当する自動車

自動車の要件

	所有者 ※7	運 転 者	使 用 目 的
(1)	身体障害者 ※1	身体障害者本人	日常生活等
(2)	身体障害者 ※1 (身体障害者が18歳未満の場合は、同居家族の所有でも可 ※6)	身体障害者と生計を一にする方 ※4	身体障害者の通学、通院、通所および生業
(3)		身体障害者を常時介護する方 ※8	障害者のみで構成される世帯(※5)に属する身体障害者の通学、通院、通所および生業
(4)	知的障害者 ※2 精神障害者 ※3 (同居家族の所有※7でも可)	知的障害者本人 精神障害者本人 (平成29年度から) ※9	日常生活等
(5)		知的障害者と生計を一にする方 精神障害者と生計を一にする方 ※4	知的障害者または精神障害者の通学、通院、通所および生業
(6)		知的障害者を常時介護する方 精神障害者を常時介護する方 ※8	障害者のみで構成される世帯(※5)に属する知的障害者または精神障害者の通学、通院、通所および生業

※1 身体障害者……身体障害があり、「2 障害の範囲一覧」に該当する方

※2 知的障害者……知的障害があり、「2 障害の範囲一覧」に該当する方

※3 精神障害者……精神障害があり、「2 障害の範囲一覧」に該当する方

※4 障害者と同居し、定期的に身体障害者等を乗せて運転する方

※5 障害者一人だけの世帯や、その世帯の人が全員身体障害者手帳等の交付を受けている世帯

※6 課税される年度の4月1日午前0時時点または新車新規若しくは中古新規により自動車を取得する時点で、身体障害者が18歳未満の場合は生計を一にする同居家族の所有(※7)でも減免を受けることができますが、18歳になっている場合は、その時点で身体障害者本人が「所有者(※7)」になっていなければなりません。

※7 割賦販売により所有権を留保されている自動車の場合は、車の「使用者」でも受けられます。

※8 1年以上の間、週3日程度以上、身体障害者等本人のために運転を行っているか、行う見込みのある方

※9 平成29年4月1日以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税および平成29年度以後の自動車税について、知的障害者本人または精神障害者本人が自動車を運転する場合も減免を受けることができることとなりました。

4 減免を受けることができない場合

(1) すでに減免を受けている自動車がある場合

減免を受けることができる自動車は、身体障害者等1人について1台です。減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合は「6 減免申請の手続き」の(4)を参照してください。

(2) すでに市町村で減免を受けている軽自動車がある場合

減免を受けることができる自動車は、身体障害者等1人について1台です。同一年度で軽自動車の減免を受けた場合は自動車税の減免を受けることはできません。

(3) 自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車やリース車の場合

5 減免申請に必要な書類

(1)	減免申請書	総合県税事務所および各支所に備え付けてあります。 県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の画面左上にある、分野別→防災・暮らし・環境 → 税金・証紙・選挙 → 自動車税 自動車取得税・自動車税の減免制度について からダウンロードできます。
(2)	身体障害者の方	身体障害者手帳または戦傷病者手帳
	知的障害者の方	療育手帳
	精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳
(3)	運転者の運転免許証 (コピー(表裏)可)	
(4)	自動車検査証 (コピー可)	
(5)	印鑑 (認印で結構です。)	
(6)	生計を一にする家族の方が運転する場合	生計同一証明書 ※
	生計を一にする家族の方が所有する自動車を知的障害者本人または精神障害者本人が運転する場合	
	常時介護する方が運転する場合	常時介護証明書 ※

※ 証明を受ける際には、身体障害者等と運転者等との同居の有無、身体障害者等の通院・通勤・通学等の事実、そのための自動車の必要性などについて確認が行われます。発行については、下表を参照してください。

証明を受ける際は、上記(2)、(3)、(4)の書類及び(5)の印鑑が必要です。

対象者	生計同一証明書・常時介護証明書の発行(問い合わせ先)
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	市・福祉事務所 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、秋田市に住所を有する方は秋田市保健所)
	町村・福祉担当課
戦傷病者手帳の交付を受けている方	県・福祉政策課

6 減免申請の手続き

(1) 減免申請する年度の4月1日午前0時現在で所有している自動車に減免を受ける方

その年度の自動車税の納期限までに必要書類を提出してください。

(2) 初めて減免を受ける方(これから自動車を取得する方)

東北運輸局秋田運輸支局で自動車の登録手続きを行う際に、自動車会議所内の申告窓口に「自動車取得税・自動車税申告書」とともに「必要書類」を提出してください。登録手続きを販売店等に依頼している場合は、減免申請も同時に行いたい旨を、必ずその担当者にお伝えください。
このときに手続きをしないと、その年度は減免を受けることができません。

(3) 年度の途中で身体障害者等に該当することになった場合

自動車を所有している方が身体障害者等に該当することになった年度の翌年度4月1日から自動車税の納期限までに、総合県税事務所または各支所へ必要書類を提出してください。

(4) 現在減免を受けている方が自動車を買い換える場合

「(2) 初めて減免を受ける方」と同じ手続きをしてください。ただし、次の制限がありますのでご注意ください。

①減免を受けている自動車を		②新しい自動車を		新車新規／中古新規登録で取得		所有権移転登録で取得
		自動車税の減免	自動車取得税の減免	自動車取得税の減免	自動車取得税の減免	
廃車登録 (注1)	する前に	受けられない	受けられない	受けられない	受けられない	
	した後に	受けられる	受けられる	受けられる	受けられる	
所有権移転登録	する前に	受けられない (注2)	受けられない	受けられない	受けられない	
	した後に		受けられる	受けられる	受けられる	

(注1) 廃車登録には、県外への変更・移転登録は含まれません。

(注2) ただし、「(3) 年度の途中で身体障害者等に該当することになった場合」の手続きをさせていただくことで、翌年度分から減免を受けることができます。

(5) 減免を受けている自動車について申請内容に変更なく継続して減免を受ける場合


減免申請は原則として毎年度必要ですが、申請内容に変更がない場合には毎年2月～3月に総合県税事務所から送られる「減免申出書」に必要事項をご記入いただき、切手を貼って封筒で郵送するか、総合県税事務所または各支所に直接提出してください。

「減免申出書」は毎年3月25日まで総合県税事務所または各支所に届くよう提出してください。申請内容に変更がある場合には、あらためてその年度の自動車税の納期限までに必要書類を提出してください。(内容の変更が運転免許証の有効期間の更新のみである場合は、新たな手続きは不要です。)

7 減免申請書の提出先等

総合県税事務所 課税第四課	〒010-0951	秋田市山王四丁目1-2	(秋田地方総合庁舎1階)
総合県税事務所 鹿角支所	〒018-5201	鹿角市花輪字六月田1	(鹿角地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 北秋田支所	〒017-0872	大館市片山町三丁目14-5	(大館地区総合庁舎)
総合県税事務所 山本支所	〒016-0815	能代市御指南町1-10	(山本地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 由利支所	〒015-8515	由利本荘市水林366	(由利地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 仙北支所	〒014-0062	大仙市大曲上栄町13-62	(仙北地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 平鹿支所	〒013-8502	横手市旭川一丁目3-41	(平鹿地域振興局庁舎1階)
総合県税事務所 雄勝支所	〒012-0857	湯沢市千石町二丁目1-10	(雄勝地域振興局庁舎1階)

●減免制度についてのご質問やご相談は、電話でも受け付けておりますので、お気軽にお尋ねください。



018-860-3339

秋田県総合県税事務所課税第四課

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2
(秋田地方総合庁舎1階)

※ 減免を受けた自動車が、減免の規定に該当しないこととなった場合は、総合県税事務所に申告しなければなりません。

※ 平成31年10月1日から、自動車税は自動車税種別割という名称に、自動車取得税は自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割という名称になります。